

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
むつ市実行委員会

第2回総務企画専門委員会



日時：令和7年2月12日（水）13時30分  
場所：むつ市役所 第2会議室

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会  
第2回総務企画専門委員会 次第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 就任委員紹介

4. 報 告

- 報告第1号 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市運営ガイドラインについて・・・ 1
- 報告第2号 青の煌めきあおもり国スポ・障スポの開催準備経過について・・・・・・ 24
- 報告第3号 先催県視察概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

5. 議 事

- 議案第1号 青の煌めきあおもり国スポむつ市識別用品整備要項（案）・・・・・・ 39
- 議案第2号 青の煌めきあおもり国スポむつ市遺失物・拾得物取扱要項（案）・・・・ 40
- 議案第3号 青の煌めきあおもり国スポむつ市保険加入要項（案）・・・・・・ 53
- 議案第4号 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市歓迎装飾・おもてなし実施  
要項（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 議案第5号 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市案内所設置運営要項（案）・・ 57
- 議案第6号 青の煌めきあおもり国スポむつ市休憩所等設置運営要項（案）・・・・ 59
- 議案第7号 青の煌めきあおもり国スポむつ市売店設置運営要項（案）・・・・ 60
- 議案第8号 青の煌めきあおもり国スポむつ市競技別リハーサル大会ボランティア  
業務計画(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

6. 閉 会

《参考資料》

- ①青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則・・・・・・・・・・・・ 76
- ②青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会総会から常任委員会への委任事項 81
- ③青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会規程・・・・・・ 82
- ④青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会組織図・・・・・・・・・・・・ 84

# 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

## むつ市運営ガイドライン



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
むつ市実行委員会

## 目 次

はじめに	1
青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市運営ガイドラインの位置づけ	2
1 総務企画	
(1) 総合計画等の進行管理	3
(2) 懇談会等	3
(3) 識別用品	3
(4) 行幸啓・お成り	4
2 財務	
(1) 企業協賛	5
(2) 市内業者等の活用	5
3 広報	
(1) 広報活動	6
(2) 報告書等	6
4 市民運動	
(1) ボランティア	7
(2) 花いっぱい運動	7
(3) 手作り応援のぼり旗	7
(4) 学校観戦	8
(5) 生涯スポーツ	8
(6) 環境美化	8
5 観光・おもてなし	
(1) 歓迎装飾	9
(2) 案内所	9
(3) 休憩所	9
(4) 売店	10
(5) おもてなし	10
6 競技	
(1) 競技役員の編成	11
(2) 競技用具の整備	11
(3) 競技記録	12
(4) デモンストラーションスポーツ	12

7	式典	
(1)	開始式、表彰式等	13
(2)	炬火イベント	13
8	施設	
(1)	施設整備	14
9	宿泊	
(1)	配宿	15
(2)	弁当	15
10	医事・衛生	
(1)	医療救護	16
(2)	防疫	16
(3)	食品衛生	16
(4)	環境衛生	17
11	輸送交通	
(1)	輸送	18
(2)	交通	19
12	警備・消防防災	
(1)	警備	20
(2)	消防防災	20

## はじめに

2026年の「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（第80回国民スポーツ大会）」は、1977年（昭和52年）のあすなろ国体以来、青森県では49年ぶり2度目の開催となります。

これまで国体（国スポ）は、国民の健康増進と体力の向上、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与してきましたが、1946年（昭和21年）の第1回の開催から長年が経過し、社会環境や経済情勢が変化する中で、施設整備や大会運営など、財政的、人的負担の増大という問題が生じています。

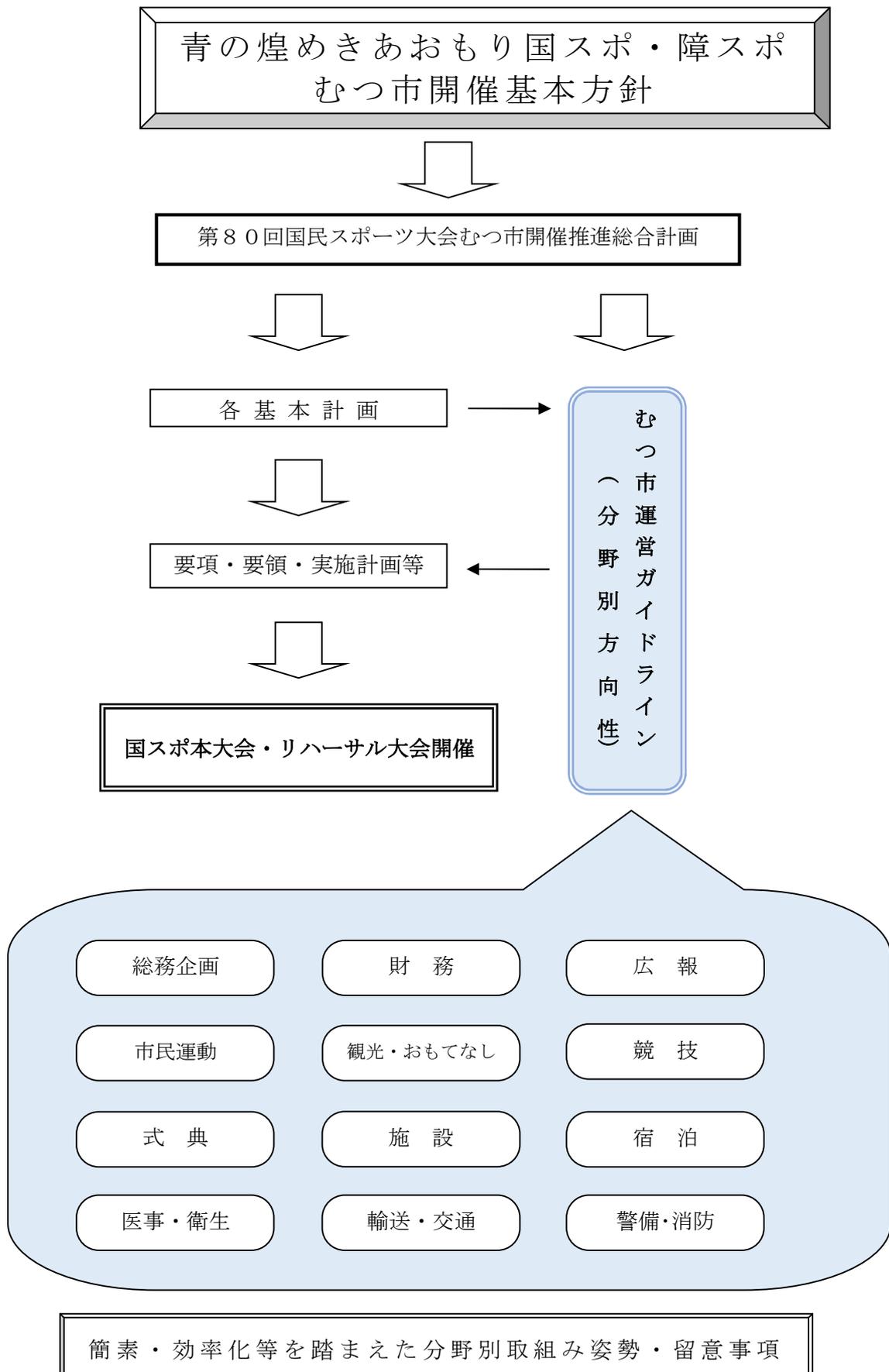
このような状況を踏まえ、公益財団法人日本体育協会（日本スポーツ協会）において、2003年（平成15年）に「新しい国民体育大会を求めて～国体改革2003～」が策定され、大会の充実化・活性化と大会運営の簡素化・効率化に向けた改革が進められてきました。

また、2013年（平成25年）には、「21世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」が策定され、これからの国体は「スポーツ立国の実現」に向けた中心的な役割を果たすことを目指すとされました。

このような中、本市は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市開催基本方針（以下「開催基本方針」という。）において、「感動の創出と地域へのスポーツの定着」、「積極的な市民参加による地域の活性化」、「むつ市の魅力を全国に発信する大会」を実施目標に掲げ、「笑顔かがやく希望のまち むつ」の実現を目指し、市民総参加により、一人ひとりの英知を結集し、むつ市らしさを活かした大会として開催することとしております。

このたび、国民スポーツ大会・リハーサル大会を開催するにあたり、開催準備及び大会運営が円滑かつ効率的に推進されるよう、これまで定められた開催基本方針、第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画等に基づき、簡素・効率化等を踏まえた各分野での取組み姿勢や留意事項を示した「青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市運営ガイドライン」を作成し、開催・運営の具体的な指針とするものです。

◎青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市運営ガイドラインの位置づけ



# 1 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、国民スポーツ大会を一過性のスポーツイベントに終わらせず、スポーツを通じて未来のまちづくりにつながる大会となるよう、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

## (1) 総合計画等の進行管理

### 【実施方針】

開催基本方針に基づき策定された開催推進総合計画等の適切な進行管理に努める。

留意事項等	リハ大会 本大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開催推進総合計画及び年次計画等について、必要に応じ見直しを行い、その適切な運用を図る。</li> </ul>
-------	-------------	---

## (2) 懇談会等

### 【実施方針】

市実行委員会主催・共催の懇談会等を行わない。

留意事項等	リハ大会 本大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競技団体主催の懇談会等に招待された場合は、会費対応とする。</li> </ul>
-------	-------------	---

## (3) 識別用品

### 【実施方針】

競技会運営、競技運営上の識別や業務遂行上のため整備する競技役員等の ADカード (Accreditation Card : 入場許可証) 等の識別用品は、必要最小限の整備とする。

留意事項等	リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ADカード等の識別用品は、可能な限り全競技共通のデザインとするとともに、一括発注とし、経費の削減に努める。</li> <li>○ 競技間での再使用や本大会での継続使用を考慮し、整備する。</li> </ul>
	本大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ADカード等の識別用品は、可能な限り全競技共通のデザインとするとともに、一括発注とし、経費の削減に努める。</li> <li>○ 競技団体においてユニフォームを整備する場合は、これを識別用品とみなして積極的に活用する。</li> </ul>

#### (4) 行幸啓・お成り

<b>【実施方針】</b> 県、県警及び競技団体等と緊密に連携し、対応する。		
留意事項等	リハ大会	○ 行幸啓・お成りは行われないので、対応なし。
	本大会	○ 県、県警及び競技団体等との十分な協議・調整のもと、警備に万全を期して対応する。 ○ 御席（ロイヤルボックス）や御休所等については、適切な整備に努める。

## 2 財務

県等と連携し、簡素・効率化を図りながらも、創意工夫を生かした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

### (1) 企業協賛

#### 【実施方針】

市内の企業、団体等の参画による大会を推進するため、広く企業、団体等に物品等の協賛を呼びかける。

留意事項等	リハ大会 本大会	○ 企業、団体等からの物品等については、大会の運営等に要するものを積極的に受け入れる。
-------	-------------	---

### (2) 市内業者等の活用

#### 【実施方針】

国スポ開催に対する地域経済の活性化及び市内業者の資質向上・健全な発展を図る観点から、可能な限り市内業者への発注に努める。

留意事項等	リハ大会 本大会	○ 物品購入及び業務委託等については、可能な限り市内業者への発注に努める。
-------	-------------	---------------------------------------

### 3 広報

国民スポーツ大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、自然や歴史・文化・食など本市の多彩な魅力を全国に発信する。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

#### (1) 広報活動

##### 【実施方針】

国スポ開催に対する市民の理解を深め、参加意欲を高めるとともに、歴史・文化・自然・食など本市の魅力を全国に発信するため様々な媒体を活用し、効率的かつ効果的な広報活動を行う。

留意事項等	リハ大会	○ 大会愛称やマスコットキャラクターを活用するなかで、広報誌など各種印刷物やホームページ、SNSなどインターネットによる効果的な情報発信を行う。
	本大会	○ 主催イベントの実施のほか、県や既存の各種イベントと連携し、効率的で効果的な広報活動を行う。 ○ 横断幕などの屋外広告物や啓発グッズの配付等により、大会への関心を高める。

#### (2) 報告書等

##### 【実施方針】

準備経過、開催状況、競技記録等の記録及び保存のため、大会報告書等を作成する。  
また、国スポの開催状況等を映像として残す。

留意事項等	リハ大会	○ 大会報告書は作成しない。ただし、リハーサル大会の結果や改善点の記録を残し、本大会に活用する。
	本大会	○ 大会報告書は、内容・配付先を検討し、必要最小限の作成とする。 ○ 独立した記録写真集は作成せず、大会報告書への掲載をもって代えるなど、簡素・効率化に努める。

## 4 市民運動

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加し、一丸となって大会を盛り上げていくことにより、市民協働のまちづくりの推進につなげる。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

### (1) ボランティア

#### 【実施方針】

市民一人ひとりが、全国から来場する大会参加者等に対し、心のこもったおもてなしで歓迎するとともに、喜びと感動を共有するため、大会の運営及び広報に携わるボランティアを募集する。

留意事項等	リハ大会	○ 基本的には募集しないが、大会規模等を踏まえ、必要となる競技においては、募集し、配置することがある。
	本大会	○ 来場する方々を温かくお迎えするとともに、円滑な大会運営を図るため、広く募集し、研修会を実施する。

### (2) 花いっぱい運動

#### 【実施方針】

おもてなしの心を育むとともに、大会参加者等を歓迎するため、学校、市民等に花の生育に協力をいただき、開花した花で競技会場等を装飾する。

花いっぱい運動の実施にあたっては、大会終了後も市民によって継続されるよう努める。

留意事項等	リハ大会	○ 本大会の開催時期を踏まえ、栽培を依頼する花を検討し、関係機関と調整・準備を進める。
	本大会	○ 競技会場のほか、大会参加者等が多数利用する主要駅等を装飾する。

### (3) 手作り応援のぼり旗

#### 【実施方針】

全国から訪れる選手・監督等を応援し、歓迎するため、市内小中学校の協力のもと、応援メッセージ等を描いた手作り応援のぼり旗を作製し、設置する。

留意事項等	リハ大会	○ 競技会場のスペースや大会規模等を勘案し、作成を依頼する関係機関と調整・準備を進める。
	本大会	○ リハ大会の会場状況を踏まえ必要数を作製し、競技会場をはじめ、主要駅等効果的な場所に設置する。

#### (4) 学校観戦

<p><b>【実施方針】</b>          児童・生徒による選手等の応援を通して大会を盛り上げるとともに、児童・生徒のスポーツの関心を高め、更なるスポーツの普及、振興を図るため、学校観戦を実施する。</p>		
留意事項等	リハ大会	○ 小・中学校に大会を周知し、児童・生徒の観戦を促す。
	本大会	○ 学校行事等に配慮しつつ、小・中学校による学校観戦を実施する。 ○ 学校観戦にあたっては、観客席を確保するとともに、効率的な輸送を行う。

#### (5) 生涯スポーツ

<p><b>【実施方針】</b>          市民が大会を契機にスポーツに関わる機会や、スポーツへの興味・関心を一層高め、「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに接することができる環境づくりに努める。</p>		
留意事項等	リハ大会	○ 開催競技の体験教室や各種スポーツイベントなどの催し物に、積極的に参加し、楽しさを見つけ、伝える。
	本大会	○ デモンストレーションスポーツに親しみ、参加者と交流の輪を広げる。

#### (6) 環境美化

<p><b>【実施方針】</b>          大会参加者等がクリーンで快適に過ごせる環境を整えるため、清掃美化活動を実施する。また、各競技会場などで、ごみの分別の徹底やリサイクルの推進を図る。</p>		
留意事項等	リハ大会	○ 関係機関・団体等と連携し、大会の開催前に競技会場等の清掃美化活動を実施する。 ○ 大会期間中の競技会場の清掃については、競技会係員、競技会補助員等を中心に実施する。
	本大会	○ 競技会場等におけるごみ箱については、ごみの分別の徹底が図られるよう工夫する。

## 5 観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々に、本市の多彩な魅力に触れていただくとともに、心のこもったおもてなしを提供する。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

### (1) 歓迎装飾

<b>【実施方針】</b>		
大会参加者等を歓迎するとともに、国スポの開催機運や歓迎ムードを高めるため、競技会場や主要駅等に歓迎装飾を行う。		
留意事項等	リハ大会	○ 競技会場のスペースや大会規模等を勘案して、会場を選定し実施する。
	本大会	○ 景観等にも配慮し、華美・過大な装飾は行わない。 ○ 練習会場については必要に応じて装飾を行う。

### (2) 案内所

<b>【実施方針】</b>		
大会参加者等へ競技会場や輸送交通、観光情報等の案内を行うため、競技会場、主要駅等に案内所を設置する。		
留意事項等	リハ大会	○ 競技会場に受付を兼ねた案内所を設置し、必要に応じて主要駅等への設置を検討する。 ○ 既存の観光案内所との連携を図る。
	本大会	○ 競技会場や主要駅等に案内所を設置する。 ○ 案内、誘導、介助等を行うボランティア等を配置するとともに、必要に応じて手話等に対応できる者を配置する。 ○ 既存の観光案内所との連携を図る。

### (3) 休憩所

<b>【実施方針】</b>		
大会参加者等が憩いの場、交流の場として利用するため、競技会場に休憩所を設置し、ドリンク提供などのサービスを行う。		
留意事項等	リハ大会	○ 競技会場の状況等を踏まえ、必要と認められる場合に休憩所を設置する。
	本大会	○ 競技会場に休憩所を設置する。 ○ ドリンクの無料提供にあたっては、ボランティアを活用する。 ○ 企業や各種団体の協賛により飲食物の提供が受けられる場合は、積極的に受け入れて提供する。 ○ 飲食物の提供にあたっては、関係機関と十分な協議のもと安全に万全を期して対応する。

#### (4) 売店

<b>【実施方針】</b>		
大会参加者等の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介し、販売を促進するため、競技会場に売店を設置する。設置には、原則として出店者から設置負担金を徴収する。		
留意事項等	リハ大会	○ 競技団体等の意向を踏まえ、必要に応じて競技会場に競技団体及び企業等の協力を得て売店を設置する。
	本大会	○ 競技団体等の意向を踏まえ、競技会場に競技団体及び企業等の協力を得て売店を設置する。

#### (5) おもてなし

<b>【実施方針】</b>		
関係機関・団体等の協力を得て接客意識の高揚を推進するとともに、大会参加者等との交流や本市への誘客を図るため、おもてなしを提供する。		
留意事項等	リハ大会	○ 接客意識の高揚を推進するため、競技会係員やボランティア等に必要研修を行う。 ○ 市民団体等の協力が得られる場合において、競技会場のスペースや大会規模を勘案し、本市の魅力ある食を無料提供する。提供にあたっては、関係機関と十分な協議のもと安全に万全を期する。 ○ 競技会場において観光パンフレットの配布等を行う。
	本大会	○ 接客意識の高揚を推進するため、競技会係員やボランティア等に必要研修を行う。 ○ 競技会場で本市の魅力ある食を無料提供する。提供にあたっては、関係機関と十分な協議のもと安全に万全を期する。 ○ 競技会場において観光パンフレットの配布等を行う。

## 6 競技

県、競技団体、関係機関、関係団体等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、必要な用具等については、効率的に整備する。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

### (1) 競技役員編成

<b>【実施方針】</b>		
競技役員等の編成については、県、競技団体等と十分協議のうえ、適正な配置を行う。		
留意事項等	リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競技運営に必要な最小限の人数とする。</li> <li>○ 可能な限り県内の競技役員で編成することとし、中央競技役員（中央競技団体からの派遣）、近県競技役員は、必要最小限となるよう調整する。</li> </ul>
	本大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内競技役員は原則として日帰りとする。ただし、地理的条件や業務内容等を考慮し宿泊が必要と判断される場合は、必要最小限の人数となるよう調整する。</li> </ul>

### (2) 競技用具の整備

<b>【実施方針】</b>		
競技用具の整備については、現有する競技用具をできる限り活用しながら、競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。		
留意事項等	リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存の競技用具を最大限活用し、不足する場合は借用又は購入により対応する。なお、先催市が使用した競技用具を引き継ぎ、再使用することも考慮する。</li> <li>○ 競技用備品を購入する場合は、本大会及びそれ以後の利活用を考慮する。</li> <li>○ 競技用消耗品は、本大会での再使用を考慮する。</li> <li>○ 各リハ大会で共通して使用できる競技用具は、効率的な利活用を考慮する。</li> </ul>
	本大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存の競技用具を最大限活用し、不足する場合は借用又は購入により対応する。なお、先催市が使用した競技用具を引き継ぎ、再使用することも考慮する。</li> <li>○ 競技用備品を購入する場合は、本大会後の利活用を考慮する。</li> <li>○ 各競技で共通して使用できる競技用具は、効率的な利活用を考慮する。</li> </ul>

### (3) 競技記録

<b>【実施方針】</b>		
競技記録の収集及び速報については、県、競技団体、関係機関等と連携を図りながら、迅速かつ正確に処理できる体制づくりを行う。		
留意事項等	リハ大会	○ 競技団体と緊密な連携のもと、本大会を見据えたうえで、迅速かつ正確な記録の収集・速報に努める。
	本大会	○ 競技団体、県の記録本部と緊密な連携のもと、迅速かつ正確な記録の収集・速報に努める。

### (4) デモンストレーションスポーツ

<b>【実施方針】</b>		
市民の興味が高まるよう、事前の広報を計画的に推進するとともに、国スポ後も地域のスポーツとして根付くよう普及振興を図る。		
留意事項等	リハ大会	○実施しない。
	本大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大会参加者は、原則県内在住者とし、気軽に参加して、交流を深めることができるようにする。</li> <li>○ 大会後も地域のスポーツとして根付くように、競技団体等と連携を図りながら実施する。</li> <li>○ 運営は簡素・効率化に努めるとともに、過剰な装飾は行わない。</li> <li>○ 既存施設を活用して開催することとし、施設整備は行わない。</li> </ul>

## 7 式典

簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、本市の特色を生かした式典とする。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

### (1) 開始式、表彰式等

<b>【実施方針】</b>		
<p>競技団体との協議により、競技ごとの開会式を実施することとなる場合は、選手等の負担とならないよう配慮し、競技そのものの運営に支障がないよう簡素化に努める。</p> <p>表彰式は、選手の健闘を心から讃える式典となるよう、競技団体及び関係団体等と協力して実施する。</p>		
留意事項等	リハ大会	○ 開・閉会式及び表彰式は、競技団体と協議のうえ、競技運営に支障のないように実施する。
	本大会	<p>○ 開始式を実施する場合は、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。</p> <p>○ 表彰式は、入賞者が参加した多くの人々と喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。</p> <p>○ 式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、できるだけ簡素なものとする。</p>

### (2) 炬火イベント

<b>【実施方針】</b>		
<p>大会の開催機運を高めるため、本市の特色を生かし、市民が親しみを持てるよう、創意工夫をこらして実施する。</p>		
留意事項等	リハ大会	○ 実施しない。
	本大会	○ 炬火イベントは、県の計画に準拠し、広く市民の参加が得られよう実施する。

## 8 施設

国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、国スポ開催後の市民利用にも配慮した整備に努める。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

### (1) 施設整備

#### 【実施方針】

可能な限り既存施設の有効活用を図るとともに、国スポ開催後の市民利用にも配慮し、競技運営に支障のないよう整備を行う。

留意事項等	リハ大会	○ 競技施設については、中央競技団体正規視察の結果をもとに、国民スポーツ大会開催基準要項の施設基準を踏まえながら、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、可能な限り既存施設を活用し、仮設等での対応を含め、必要最小限の整備を行う。
	本大会	○ 練習会場については、必要最小限で設置し、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、可能な限り既存施設を活用する。
		○ 競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、必要な整備を行う。

## 9 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受入体制に万全を期する。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

### (1) 配宿

#### 【実施方針】

選手、監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。

留意事項等	リハ大会	○ 実施しない。
	本大会	○ 競技団体の意向及び要望を踏まえ、合同配宿本部（県実行委員会と会場地市町村実行委員会が合同で設置）において効率的に行う。

### (2) 弁当

#### 【実施方針】

大会参加者の衛生面や栄養バランスを配慮するとともに、地元の多彩で新鮮な食材を取り入れた郷土色豊かな昼食弁当を提供する。

留意事項等	リハ大会	○ 弁当の調達には競技団体と協議し、必要に応じて、市実行委員会で指定した弁当調製施設を利用する。
	本大会	○ 弁当の申込み受付については、関係事業者を活用し、効率的に行う。 ○ 弁当の調達は市実行委員会で指定した弁当調製施設を利用する。

## 10 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わるすべての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、医事・衛生体制の確立を図る。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

### (1) 医療救護

#### 【実施方針】

大会参加者等の傷病に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、万全な医療救護体制を整える。

留意事項等	リハ大会 本大会	○ 競技会場に救護所を設置し、必要に応じ医療従事者を配置することで、応急処置を行うほか、医療機関に移送する。
-------	-------------	--

### (2) 防疫

#### 【実施方針】

大会参加者等の感染症の発生の予防及びまん延の防止をするため、関係機関・団体等の協力を得て体制を整えるとともに、防疫に対する意識の向上を図る。

留意事項等	リハ大会 本大会	○ 感染症対策として、関係機関・団体等の協力を得て、感染症発生予防のための注意喚起を図り、予防に向けた取り組みを奨励する。 ○ 大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関・団体等が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。
-------	-------------	--

### (3) 食品衛生

#### 【実施方針】

大会参加者等の食中毒発生の予防に努め、食品衛生に対する意識の向上を図り、関係機関・団体等の協力を得て、飲食物の安全対策に努める。

留意事項等	リハ大会 本大会	○ 宿舎及び食品取扱施設等については、食中毒予防を重点とした、食品の衛生的取扱い、従事者の健康管理等を励行する。 ○ 大会参加者等に食中毒が発生したときは、関係機関と連携した迅速な対応を図るとともに、法律等に基づき必要な措置を講じる。
-------	-------------	--

#### (4) 環境衛生

##### 【実施方針】

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関、関係団体等はもとより、広く市民の協力を得て、会場、宿舎等の衛生対策、廃棄物の適切な処理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

留意事項等	リハ大会	○ 関係機関、関係団体等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図るほか、会場、宿舎、その周辺の清掃を積極的に行うとともに、ごみの適切な処理等に向けた啓発等、環境美化の推進に努める。
	本大会	○ 競技会場等に必要に応じて喫煙所を設置し、指定喫煙所以外での喫煙防止対策等に努める。

## 1 1 輸送交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携することで、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

### (1) 輸送

<b>【実施方針】</b>		
<p>ア 輸送原則 大会参加者及び一般観覧者の輸送に当たっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、料金は自己負担とする。</p> <p>イ 計画輸送 競技会場、練習会場又は宿泊施設への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで計画輸送を行う。</p> <p>ウ 競技共催市間の輸送 他市と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市と協議のうえ別に定める。</p>		
留意事項等	リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大会参加者及び一般観覧者の輸送は、原則として既存の公共交通機関での対応とする。</li> <li>○ 競技の特殊性並びに競技会場・練習会場及び宿泊施設間の公共交通機関の運行状況を考慮し、必要に応じて計画輸送を行う。</li> </ul>
	本大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大会参加者の輸送は、公共交通機関の利用を原則とするが、必要に応じて計画輸送を行う。</li> <li>○ 計画輸送を行うにあたり、バス輸送より安価で効率的な場合は、タクシー等の活用も検討する。</li> <li>○ 一般観覧者の輸送は、原則として既存の公共交通機関の利用とするが、競技会場への交通アクセスの状況から必要と認めるときは、シャトルバスの運行を検討する。</li> </ul>

## (2) 交通

<p><b>【実施方針】</b></p> <p>ア 交通対策          大会参加者の関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、むつ警察署他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。また、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて交通整理員を配置する。</p> <p>イ 駐車場対策          競技会場及び練習会場における駐車場の確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置する。</p> <p>ウ 環境への配慮          環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関の積極的な利用、車両の乗り合い等を推進する。</p>		
留意事項等	リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駐車場等の状況に応じ、整理誘導のため適切な人員配置を行う。</li> <li>○ 大会参加者関係車両の駐車場は、運営上必要と認められるものに限定する。</li> </ul>
	本大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各競技会の円滑な運営及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要に応じて適切な規制を行う。</li> <li>○ 駐車場等の状況に応じ、整理誘導のため適切な人員配置を行う。</li> <li>○ 大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、一般観覧者には、自家用車での来場自粛を呼びかけ、駐車場の利用を最小限にとどめる。</li> </ul>

## 12 警備・消防防災

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・警察その他関係機関等と緊密に連携し、警備・消防防災体制の確立を図る。

(第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋)

### (1) 警備

<b>【実施方針】</b>		
警察その他関係機関等との緊密な連携のもと、競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等における事件・事故等の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。		
留意事項等	リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事件・事故等の防止のため、警察その他関係機関等と連携を図り、大会規模に応じた適切な警備を行う。</li> <li>○ 競技会場の状況に応じて、必要があれば夜間警備を行う。</li> </ul>
	本大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察その他関係機関等と連携を図り万全な警備体制づくりに努め、各会場における事件・事故等の防止に努める。</li> <li>○ 非常時及び災害発生時における円滑な避難・誘導を行う。</li> <li>○ 突発的な重大事案の発生時には、本市危機対策本部と連携し、対応する。</li> <li>○ 競技会場の状況に応じて、必要があれば夜間警備を行う。</li> </ul>

### (2) 消防防災

<b>【実施方針】</b>		
消防その他関係機関等との緊密な連携のもと、競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等における、火災、その他の災害の予防並びに災害等の発生時における情報伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急・救助等に関する諸対策を講じる。		
留意事項等	リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防その他関係機関等と連携を図り、大会規模に応じた消防防災体制とする。</li> </ul>
	本大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防その他関係機関等と連携を図り、消防防災体制の充実に努め、危機管理を行う。</li> <li>○ 大規模災害発生時には、本市災害対策本部と連携し、対応する。</li> </ul>

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過

年 度	月	内 容
平成25年度	6	(公財)青森県体育協会が平成37年開催の第80回国民体育大会の招致に関する要望書を青森県、青森県議会及び青森県教育委員会に提出
平成26年度	6～	青森県教育委員会において、青森県国体検討懇話会を設置し、「青森県らしい国体のあり方」等について検討(平成27年7月までに全6回開催)
平成27年度	9	青森県知事が青森県議会(平成27年9月議会)の提出議案説明において、平成37年開催の第80回国民体育大会本大会の本県招致を表明
	10	青森県議会が「第80回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	11	青森県知事、青森県教育長、青森県体育協会会長が、文部科学省及び(公財)日本体育協会に開催要望書を提出
	1	(公財)日本体育協会理事会において開催申請書提出順序の了解(開催内々定)
平成28年度	8	第80回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第1回総会を開催 開催基本方針や会場地市町村選定基本方針等の決定
平成29年度	4	会場地市町村第一次選定 【バスケットボール(成年女子)、フェンシング】
	5	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回総会を開催
	1	会場地市町村第二次選定 【ボート、セーリング】 青森県準備委員会においてデモンストレーションスポーツ実施基本方針の決定
平成30年度	7	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回総会を開催
	8	第80回国民体育大会青森県準備委員会を第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称
	10	「福井しあわせ元気国体2018」視察
	12	デモンストレーションスポーツ会場地市町村第一次選定 【フライングディスク】

年 度	月	内 容
令和元年度	6～ 1	中央競技団体正規視察（4競技） 【セーリング(6月)】 【フェンシング(8月)】 【ボート(10月)】 【バスケットボール(1月)】
	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回総会を開催
令和2年度	6	知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と(公財)日本スポーツ協会に開催申請書を提出
	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回総会を開催 (書面決議)
	9	(公財)日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県、及び(公財)日本障がい者スポーツ協会の4者が第75回鹿児島国体を令和5年に開催することを決定 これにより第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和8年に一年延期することが決定
	10	(公財)日本スポーツ協会臨時理事会において、第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として内定
令和3年度	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回総会を開催 (書面決議)
令和4年度	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回総会を開催 (書面決議)
	10	「いちご一会とちぎ国体」視察
	1	第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会設立総会・第1回総会を開催（R5.1.30）
令和5年度	5	第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会第1回常任委員会を開催（R5.5.19）
	7	日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会の令和8年青森県開催正式決定（R5.7.20）
	8	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第8回総会・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第1回総会を開催 (R5.8.31)
	9	第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会第2回総会・青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会第1回総会を開催 (R5.9.13)
	10	「燃ゆる感動かごしま国体」視察

年 度	月	内 容
令和5年度	12	「燃ゆる感動かごしま国体」事業概要説明会（鹿児島市、いちき串木野市、垂水市）出席 「SAGA2024国スポ障スポ」リハーサル大会フェンシング競技視察（佐賀市）
	1	「燃ゆる感動かごしま国体」事業概要説明会（鹿屋市）出席
	2	青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会開催 「第1回宿泊衛生専門委員会（R6.2.6）」 「第1回総務企画専門委員会（R6.2.6）」 「第1回輸送交通専門委員会（R6.2.8）」 「第1回競技式典専門委員会（R6.2.8）」
令和6年度	5	青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会第1回常任委員会を開催（R6.5.21） 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会第2回総会を開催（R6.5.21）
	7	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第2回総会（R6.7.29）
	8	「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」リハーサル大会ローリング競技視察
	9	「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」リハーサル大会セーリング競技視察
	10	「SAGA2024国スポ」視察調査（佐賀市、唐津市）
	11	青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実施本部設置（R7.11.29）
	12	「SAGA2024国スポ」事業概要説明会出席（佐賀市、唐津市） 「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」リハーサル大会フェンシング競技視察 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会ホームページ開設（R6.12.27）
	1	「国スポ開催624（むつし）前記念イベント」開催（R7.1.24）

## 先催県視察概要

### 1. 滋賀県リハーサル大会視察

#### (1) ローイング

大会名 第70回中日旗争奪びわ湖レガッタ

会期 令和6年8月24日～25日

場所 関西みらいローイングセンター



#### (2) セーリング

大会名 高松宮妃記念杯第70回全日本実業団ヨット選手権大会・第24回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会・2024年全日本セーリング選手権大会

会期 令和6年9月14日～16日

場所 滋賀県柳が崎ヨットハーバー、大津市柳が崎特設セーリング会場





### (3)フェンシング

大会名 第77回全日本フェンシング選手権大会

会期 令和6年12月20日～22日

場所 ウカルちゃんアリーナ



## 2. SAGA2024国スポ視察

## (1)視察先

競技	競技会会期	開催市	会場
ローイング	9月14日(土)～17日(火)	佐賀市	佐賀市富士しゃくなげ湖水上競技場
セーリング	9月28日(土)～10月1日(火)	唐津市	佐賀県ヨットハーバー
フェンシング	10月7日(月)～10日(木)	佐賀市	SAGAサンライズパーク SAGAプラザ
バスケットボール	10月10日(木)～14日(月)	唐津市	相知天徳の丘運動公園社会体育館 唐津市文化体育館 佐賀県立唐津工業高等学校体育館 唐津市鎮西スポーツセンター体育館

## (2)視察内容

## ①総務企画関係

## 歓迎装飾

## ・フォトパネル(ローイング)



## ・フォトパネル(セーリング)



## ・モニュメント(フェンシング)



## ・一般入場ゲート(バスケットボール)



識別用品

・ハット&Tシャツ(ローイング)



・報道員ベスト(フェンシング)



・ADカード(バスケットボール)



・パーカータイプ(ローイング)



おもてなし

・ふるまいコーナー(セーリング)



・無料ドリンクコーナー(フェンシング)



・売店(ローイング)



・キッチンカー(フェンシング)



啓発物品・応援グッズ

・はりせん(セーリング)



・うちわ、観戦ガイドブック(唐津市)



・スティックバルーン(バスケットボール)



・応援うちわ(フェンシング)



学校観戦

・セーリング



・フェンシング



・ローイング



・バスケットボール



②宿泊衛生関係

弁当

・唐津市斡旋弁当



・佐賀市斡旋弁当



救護

・救護室(フェンシング)



・救護室(バスケットボール)



・救護室(セーリング)



・医療従事者(ローイング)



③輸送交通関係

交通看板

・お知らせ看板(セーリング)



・会場案内看板(セーリング)



シャトルバス

・シャトルバス乗降場(バスケットボール)



・シャトルバス乗降場(フェンシング)



・乗り場案内(セーリング、ローイング)



福祉タクシー

・ローイング



④動員関係

競技会係員

・環境美化係(セーリング)



・式典表彰係(ローイング)



競技会補助員

・式典補助員(セーリング)



・決勝入場(フェンシング)



ボランティア

・受付(セーリング)



・無料ドリンクコーナー(バスケットボール)



自衛隊

・救助係(セーリング)



・救助係(ローイング)



⑤競技式典関係

ローイング

・リギング場・桟橋



・発艇台



・エルゴメーターテント



・アイスバス



・夜間艇整備



・観覧席



・荒天による緊急代表者会議



・表彰式



セーリング

・ディングーバース



・開始式



・出艇



・チャイルドルーム



・スロープ



・競技運営棟



・休憩所大型モニター



・実況中継室



フェンシング

・試合会場



・監督会議



・用具メンテナンス所



・組合せ表



・お成り



・練習会場



・審判器、モニター



・表彰式



バスケットボール

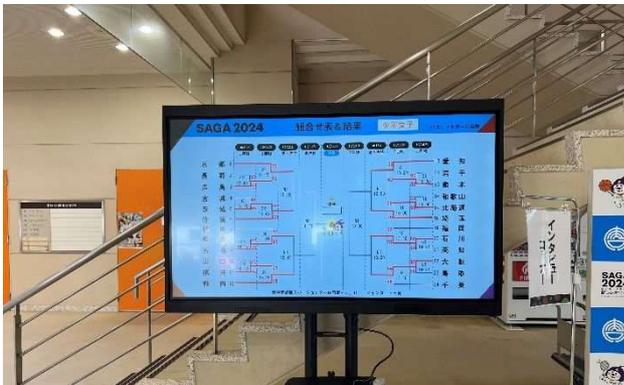
・コート(2面時)



・コート(1面時)



・記録速報



・仮設通路



・ロイヤルボックス



・TO席、SS席、放送席



・インタビューコーナー



・表彰式



## 青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポむつ市識別用品整備要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において、むつ市で開催する競技会の円滑な運営を図るため、従事する役員及び係員等の識別用品について必要な事項を定める。

### 2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素及び効率化を考慮し、次のとおりとする。ただし、ADカード以外の識別用品については、実行委員会が必要に応じて配布の可否を選択できるものとする。

- (1) ADカード（カードケースを含む。）
- (2) 服飾品（帽子及びビブス、ベスト又はジャンパーをいう。）
- (3) その他大会の運営上必要が生じた識別用品

### 3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技会係員
- (5) 競技補助員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督
- (8) 視察員、報道関係者
- (9) その他実行委員会が必要と認める者

### 4 着用

配布対象者は、原則として実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。ただし、競技団体と実行委員会との協議により、着用不可、着脱自由、着用義務等を決めることができる。この場合、競技団体及び実行委員会は、変更した事項を配布対象者に速やかに周知するものとする。

### 5 デザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定し、配布対象者を容易に識別できるものを基本とする。

### 6 競技共催市との協議による整備

他市と共催で行う競技に係る識別用品の整備については、当該市と協議のうえ定める。

### 7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における識別用品の整備については、必要に応じてこの要項を準用する。

## 青の煌めきあおもり国スポむつ市遺失物・拾得物取扱要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場及び駐車場内等で、遺失物及び拾得物の届け出があった場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

### 2 取扱及び保管

- (1) 遺失物又は拾得物は、総務係が取扱業務及び一時保管を行うこととする。
- (2) 総務係は、その日の業務終了までに落とし主が判明しない場合は、実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (3) 実行委員会は、引き継いだ拾得物を盗難・紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、高額な金品等については、速やかに警察署へ引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物・拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

### 3 届出の処理

- (1) 総務係は、拾得物の届け出を受けた場合、拾得物受理書（様式第1号）に必要事項等を記入のうえ、拾得者に対し拾得物受理書（控）（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）に記入し、拾得物に拾得物個票（様式第4号）を貼付して一時保管する。
- (2) 総務係は、遺失物の届け出を受けた場合、届け出た者に遺失物届出書（様式第5号）を提出させ、遺失物一覧簿（様式第6号）に記入した後、拾得物一覧簿と照合する。このとき、該当する物件がなかった場合は、必要に応じて遺失物届出書の写しを提供するとともに、所轄の警察署へ届け出るよう説明する。

### 4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 総務係は、遺失物届出書の提出を受け、遺失者に遺失物を返還する場合、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第7号）を作成し、署名を受ける。
- (2) 総務係は、遺失者の代理人（以下「代理人」という。）に遺失物を返還する場合、遺失物届出書の写し及び委任状（様式第8号）を提出させるものとし、運転免許証等で代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。なお、委任状は、次の事項を全て記載していれば、任意の様式であっても手続きを可能とする。
  - ・ 遺失物の受取りを委任した旨の文面
  - ・ 受任者の住所、氏名、委任者（遺失者）との関係
  - ・ 委任者（遺失者）が委任状を記入した年月日
  - ・ 委任者（遺失者）の住所
  - ・ 委任者（遺失者）の署名
- (3) 総務係は、拾得者が報労金の請求権利を取得した場合、当該権利の期限は遺失者に物件が返還された日から1か月以内であることから、直ちに実行委

員会に報告する。

- (4) 前号の報告を受けた実行委員会は、ただちに拾得者に返還の旨を連絡し、速やかに拾得物返還通知書（様式第9号）を作成し、拾得者に通知する。
- (5) 受付案内係は、第3号の報告後、拾得物一覧簿及び遺失物一覧簿に返還した物件の記録をし、拾得物個票については個人情報に配慮し適切に廃棄する。

## 5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 実行委員会は、総務係から引き継いだ遺失者が判明しない物件を、拾得の翌日から起算して7日以内に拾得物届出書（様式第10号）及び拾得物届出書（控）（様式第11号）を添えて所轄の警察署に引き継ぐものとする。
- (2) 実行委員会は、拾得物を所轄の警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合、所轄の警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄の警察署に伝える。

## 6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについては、大会規模等を勘案し、必要に応じてこの要項を準用する。



### 拾得物受理書(控)

※当該拾得物が警察署に届けられた後、警察からあなた宛てに拾得物の通知をすることがあります。

拾得物受理番号		第 号										
拾得物受理書受理日時		令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 ※ 拾得から届出までに24時間が経過していた場合は、報労金の請求権、遺失者不在による所有権等が主張できず、「失権」となります。										
拾得者の拾得日時		令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃										
拾得場所												
拾得者	住所											
	フリガナ											
	氏名											
	電話	自宅 ( )	日中連絡先 ( )									
物 件	現金	総額	金額内訳									
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		2,000円		500円		50円		5円	
		5,000円		1,000円		100円		10円		1円		
物品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等							点数			
									点			
拾得者の権利取得		<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 棄権										
<b>※拾得者の同意</b> <small>同意しない場合、遺失者へ報労金を請求できません。</small>		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無										
<b>※ 権利放棄の申告</b>	<b>権利放棄書</b> 上記の物件に対し、次のいずれかの内容で権利を放棄します。 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 遺失者が現れた場合の報労金の請求権(権利の期限: 物件返還から1か月以内)の放棄</li> <li><input type="checkbox"/> 警察署提出後の3か月に遺失者が現れなかった場合の所有権(権利の期限: 当該3か月の経過した日から2か月以内)の放棄</li> <li><input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄</li> </ul>											
	令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ むつ市実行委員会 会長 様 拾得者氏名 _____ (自署)											
注1 この受理書(控)は、拾得物確認に必要ですから紛失しないように大切に保管してください。 2 上記の権利放棄をしない場合、以下の3または4に該当します。 3 遺失者が判明した場合、拾得者は、拾得物の評価額の5から20パーセントまでの額の2分の1の報労金を請求することができます。 4 遺失者がわからないときは、拾得物届出書を本日から7日以内に警察署へ提出します。 5 警察署への提出後、さらに3か月を経過しても遺失者がわからないときは、あなたがこの物件の所有権を取得できます。  警察署提出後の問合せ先: むつ警察署 会計課 落し物担当 電話 0175-22-1321						上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ むつ市実行委員会 会長 取扱者氏名 _____ (自署) (取扱者名(本書を作成した係員)の記入必須)						

### 拾 得 物 一 覧 簿

拾得物 受理 番号	拾得物受理書 受理月日	拾得者の 拾得日時	物件(種類及び数量)			拾得場所	受理処理者	備 考
			現 金	物 品	形状・特徴・ 在中品の内訳等		返還処理者	
	年 月 日	月 日 時 分頃						(遺失物届出番号: ) 1. 月 日 返還 2. 実行委員会回収
	年 月 日	月 日 時 分頃						(遺失物届出番号: ) 1. 月 日 返還 2. 実行委員会回収
	年 月 日	月 日 時 分頃						(遺失物届出番号: ) 1. 月 日 返還 2. 実行委員会回収
	年 月 日	月 日 時 分頃						(遺失物届出番号: ) 1. 月 日 返還 2. 実行委員会回収
	年 月 日	月 日 時 分頃						(遺失物届出番号: ) 1. 月 日 返還 2. 実行委員会回収
	年 月 日	月 日 時 分頃						(遺失物届出番号: ) 1. 月 日 返還 2. 実行委員会回収

(様式第4号)

## 拾得物個票

係員の受理年月日                      令和    年    月    日

拾得物受理番号                              第                      号

拾得日時

拾得場所

備    考

### 遺失物届出書

※ 本届出書は、会場内で競技会開設時間内に届けられた拾得物と照合するためのものです。

※ 遺失物が開設中に届けられない場合等もあるので、別途、ご本人で警察署への届出をお願いします。

遺失物届出番号		第 号										
遺失日時		令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分										
遺失場所												
遺失者	住所											
	フリガナ											
	氏名											
	電話	連絡先 ( )										
物件	現金	総額	金額内訳									
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		2,000円		500円		50円		5円	
	5,000円		1,000円		100円		10円		1円			
	物品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等								点数	
										点		
備考	遺失物法第11条第2項に準じ、拾得者が遺失者に対し、氏名・住所・電話番号を告知することに同意している場合、同条第3項に準じ、あなた(遺失者)の氏名・住所・電話番号を拾得者に告知します。					拾得物一覧簿に該当した場合の連絡						
						連絡日時			連絡結果			
						年 月 日						
					時 分頃							
上記のとおり、届出ます。												
青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会 会長 様												
令和 年 月 日												
署名 ..... (自署)												

(様式第6号)

競技名(種別) \_\_\_\_\_

受理会場 \_\_\_\_\_

### 遺失物一覧簿

遺失物 届出 番号	遺失物届出書 受理月日	遺失日時	遺失物			遺失場所	受理処理者	備考
			現金	物品	形状・特徴・ 在中品の内訳等		返還処理者	
	年 月 日	月 日 時 分頃						(拾得物受理番号: ) 月 日 返還
	年 月 日	月 日 時 分頃						(拾得物受理番号: ) 月 日 返還
	年 月 日	月 日 時 分頃						(拾得物受理番号: ) 月 日 返還
	年 月 日	月 日 時 分頃						(拾得物受理番号: ) 月 日 返還
	年 月 日	月 日 時 分頃						(拾得物受理番号: ) 月 日 返還
	年 月 日	月 日 時 分頃						(拾得物受理番号: ) 月 日 返還

## 遺失物受領書

受理各番号	拾得物受理番号：第 _____ 号 / 遺失物届出番号：第 _____ 号											
拾得日時	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( ) 午前・午後 _____ 時 _____ 分頃											
拾得場所												
拾得者の情報開示	拾得物受理書に拾得者の同意があり、遺失者から求めがある場合、「要」をチェックし、以下「拾得者」欄を記載										要 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/>	
拾得者	住所											
	電話番号											
	フリガナ									返還時の報労金請求権		
	氏名									有 <input type="checkbox"/> 放棄 <input type="checkbox"/>		
拾得物件	現金	総額	金額内訳									
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		2,000円		500円		50円		5円	
		5,000円		1,000円		100円		10円		1円		
物品												
<p>上記の物件を受領しました。</p> <p style="text-align: right;">令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会 会長 _____ 様</p> <p>住所 _____</p> <p>遺失者またはその代理人 氏名 _____ (印) (自署)</p> <p>電話 _____ ( ) _____</p>												
返還担当者												
返還時本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証等による確認 ( <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 ) <input type="checkbox"/> 委任状と遺失物届出書の情報突合											
<p>上欄の「返還時の報労金請求権」が「有」にチェックされている場合、以下を御確認ください。</p> <p>注1. 遺失物法により、拾得物を遺失者に返還した場合、拾得者は、拾得物の評価額の5から20パーセントまでの額の2分の1の報労金を遺失者に請求することができます。なお、この請求に基づく支払いは同法により拒否できません。</p> <p>注2. 当実行委員会では、同法に基づき拾得物が返還された旨を拾得者へ通知します。通知内容には遺失者の氏名・住所・電話番号も含まれます。</p> <p>注3. 拾得者が報労金を請求できる期限は1か月となりますが、今後の連絡、報労金の額、払い受けの方法等については、当実行委員会を除いた当事者間で判断し、協議することとなります。</p>												

(様式第8号)

## 委任状

遺失物の受取を下記の者に委任しました。

受任者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 委任者との関係 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

委任者（遺失者）住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞ (自署)

## 拾得物返還通知書

令和 年 月 日

(拾得者)

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会  
会長

令和 年 月 日に、拾得の届出をした物件（ ）は、令和 年 月 日に下記の方に返還いたしましたので、お知らせします。

なお、遺失物の定めるところにより、遺失者である下記の方に、物件の評価額の5パーセントから20パーセントまで額の2分の1の報労金の支払いを請求できます。

下記の方には、拾得者は物件の返還日から1か月以内の期限で報労金を請求する権利があること、遺失者は報労金を請求された場合は支払義務があることを伝えてありますが、請求に関する連絡、報労金の額、払い受けの方法等については、当実行員会を除いた当事者間で判断し、協議することとなります。

### 記

返還を受けた方（遺失者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

青森県むつ警察署長 様

住 所 青森県むつ市中央一丁目8番1号

事業所名 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会

代表者名 会長

### 拾 得 物 届 出 書

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会は一切の権利を放棄します。

競技別(種目)

競技会場

番号	物件 (種類・数量・形状・色・模様・品質・特徴) 【在中品】	拾得日時	拾得場所	拾得者住所、 氏名及び電話番号	拾得者の 権利取得
1					<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 失 権 <input type="checkbox"/> 棄 権
2					<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 失 権 <input type="checkbox"/> 棄 権
3					<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 失 権 <input type="checkbox"/> 棄 権
4					<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 失 権 <input type="checkbox"/> 棄 権
5					<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 失 権 <input type="checkbox"/> 棄 権

様式第 1 1 号

令和 年 月 日

青森県むつ警察署長 様

所轄警察署受取確認印

住 所 青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号  
 事業所名 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会  
 代表者名 会長

### 拾 得 物 届 出 書 (控)

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会は一切の権利を放棄します。

競技別(種目)

競技会場

番号	物件 (種類・数量・形状・色・模様・品質・特徴) 【在中品】	拾得日時	拾得場所	拾得者住所、 氏名及び電話番号	拾得者の 権利取得
1					<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 失 権 <input type="checkbox"/> 棄 権
2					<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 失 権 <input type="checkbox"/> 棄 権
3					<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 失 権 <input type="checkbox"/> 棄 権
4					<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 失 権 <input type="checkbox"/> 棄 権
5					<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 失 権 <input type="checkbox"/> 棄 権

## 青の煌めきあおもり国スポむつ市保険加入要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、むつ市で開催する国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「両大会」という。）の開催準備業務及び開催期間中（以下「開催期間中等」という。）に国スポ関係者や第三者に発生した事故等に対する補償について必要な事項を定める。

### 2 契約

保険は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が損害保険会社（以下「保険会社」という。）又は社会福祉法人むつ市社会福祉協議会（以下「社協」という。）を通じて保険契約を締結する。

### 3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 損害賠償責任事故

開催期間中等に第三者に対して損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類に応じて次に掲げるものに分類する。

##### ア 施設賠償事故

実行委員会が所有し、又は管理運営する競技会場、練習会場、案内所、看板、仮設物等の施設や設備で、過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

##### イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等での医療行為、看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

##### ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

##### エ 受託物賠償事故

開催期間中等に実行委員会が借り受け、又は預かった第三者の財物を損壊させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

##### オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然な事故に起因して第三者に損害を与えたことにより法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

#### (2) 傷害事故

競技役員、競技補助員、競技会補助員、競技会係員（医師及び看護師等含む）の国スポ従事者が、両大会の開催期間中等に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命・身体に生じた事故をいう。

### 4 補償内容

前項各号に掲げる保険の対象となる事故に対する、対人又は対物の区分に応じた補償内容については別に定める。

## 5 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

- (1) 損害賠償責任事故
  - ア 故意による事故
  - イ 地震、台風等の天災による事故
  - ウ その他保険約款上に定めのあるもの
- (2) 傷害事故
  - ア 保険対象者の故意による事故
  - イ 地震、台風等の天災による事故
  - ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
  - エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
  - オ その他保険約款上に定めのあるもの

## 6 事故報告

- (1) 開催期間中等に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（別紙）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理したときは、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

## 7 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、保険加入に係る契約書、仕様書、契約に係る約款、保険に係る約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) 前号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別紙（第6項関係）

### 事故報告書

令和 年 月 日

青の焔めきあおもり国スポ・障スポ  
むつ市実行委員会 会長

様

報告者 \_\_\_\_\_

事故発生日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	
負傷者	住 所
	氏 名 年齢 才 男 ・ 女
	TEL ( ) -
医療機関	住 所
	名 称 TEL ( ) -
	担当医師 その他
傷害内容	傷 病 名
	症 状 ・ 程 度

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市歓迎装飾・おもてなし実施要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市観光・おもてなし基本計画に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」（以下「国スポ等」という。）において、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を温かく迎えるための歓迎装飾の実施及び大会参加者等の思い出と再来意欲に結びつけられるおもてなしの提供について、必要な事項を定める。

### 2 歓迎装飾の実施

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、市民及び関係団体等の協力のもと、次のとおり歓迎装飾を実施する。

- (1) 実施場所 競技会場及び主要交通拠点並びにその周辺、その他必要な場所で実施する。
- (2) 実施内容 歓迎看板、横断幕、のぼり、プラントー等を設置する。ただし、景観等に配慮し、華美又は過大な装飾は避けるとともに、市民、関係機関、関係団体等との協力及び市民運動との連携を図りながら、効果的な装飾に努める。
- (3) 実施期間 歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等との協議の上、その都度定める。

### 3 装飾の撤去

装飾の撤去は、国スポ等終了後、速やかに行うものとする。ただし、実行委員会が必要と認めるものを除く。

### 4 おもてなしの実施

- (1) 競技会場において、大会参加者等に本市の魅力を発信するコーナーを設置する。
- (2) 接遇意識を高めるため、競技会係員、ボランティア等に対し、必要な研修等を行う。
- (3) 大会参加者等が心地良く過ごせるようにするため、実行委員会、競技会係員、競技会補助員、ボランティア等は、自身及び他の大会関係者が朗らかに、かつ、確実に業務を遂行できる環境作り、意識作りに努める。
- (4) 歓迎装飾において、心温まるもの、思い出に残るもの、再来意欲を高めるものを意識した内容を検討する。

### 5 その他

- (1) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾・おもてなしについては、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾・おもてなしの実施に関して必要な事項は、別に定める。

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市案内所設置運営要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市観光・おもてなし基本計画に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技会、宿泊、交通、観光、物産等の案内及び連絡業務等を行うための案内所の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

### 2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

### 3 設置場所

総合案内所は、関係機関と協議の上、主要駅等の交通機関又はその周辺で案内に適した施設に設置する。また、会場内案内所は、各競技会場に原則として1か所とする。

### 4 開設期間

- (1) 総合案内所 関係機関と協議の上、期間を定める。
- (2) 会場内案内所 各競技会の開催期間中とする。

### 5 開設時間

- (1) 総合案内所  
午前8時30分から午後5時までとする。ただし、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、実情に応じて開設時間を変更することができる。
- (2) 会場内案内所  
競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会  
は、実情に応じて開設時間を変更することができる。

### 6 業務内容

- (1) 総合案内所
  - ① 総合案内所の管理運営に関すること。
  - ② 配布物の管理に関すること。
  - ③ 交通アクセスの案内に関すること。
  - ④ 競技日程の案内に関すること。
  - ⑤ 観光案内に関すること。
  - ⑥ その他各種案内に関すること。
- (2) 会場内案内所
  - ① 会場内案内所の管理運営に関すること。
  - ② 競技及び会場の案内に関すること。
  - ③ 交通、宿泊及び観光の案内に関すること。
  - ④ 一般観覧者への対応に関すること。
  - ⑤ その他各種案内に関すること。

## 7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所の設置及び運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所についても、この要項に準じて実施し、大会の規模、競技の特殊性に応じて運用する。

## 青の煌めきあおもり国スポむつ市休憩所等設置運営要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市観光・おもてなし基本計画に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、憩いと交流の場を提供するための休憩所（以下「休憩所等」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

### 2 設置場所

休憩所等は、各競技会場に設置する。

### 3 開設期間及び開設時間

- (1) 開設期間は、各競技会の開催期間中とする。
- (2) 開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会は、実情に応じてこれを変更することができる。

### 4 業務内容等

- (1) 大会参加者等に対するドリンクコーナーの開設準備及び運営に関する事
- (2) 大会参加者等へのおもてなしの提供に関する事
- (3) その他休憩所の運営に関する事

### 5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、休憩所等の設置及び運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における休憩所等についても、この要項に準じて設置し、大会規模、競技の特殊性に応じて運用する。

## 青の煌めきあおもり国スポむつ市売店設置運営要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ観光・おもてなし基本計画に基づき、青の煌めきあおもり国スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置運営について、必要な事項を定める。

### 2 設置場所

売店は原則として各競技会場に設置する。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 3 設置期間

売店の設置期間は、各会場の競技開始日から終了日までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 4 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了後30分後までとする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し実情に応じて開設時間を変更できるものとする。

### 5 出店数、出店位置及び規模

出店数及び位置は実行委員会が決定し、出店規模は、1店舗あたり1ブース約20㎡とする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し、実情に応じてこれを変更することができる。

### 6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

#### (1) 国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポのマスコットキャラクター「アップリート君」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

#### (2) スポーツ用品

#### (3) 郷土物産品

むつ市、下北郡又は青森県の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、下北郡又は青森県の農林畜水産物、それらの加工物、菓子等の土産品については、この中に含む。

#### (4) 飲食物

##### ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において、製造・加工されたもので、かつ容器包装等により、衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

##### イ 現地調理品

売店において調理する食品は、あらかじめ営業許可施設等においてカット等の下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うもので、保健所の営業許可を得ているもの。

- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの。

## 7 出店者条件

売店の出店者は、次の条件を満たす者とする。

- (1) 原則としておつ市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、次に該当するものについてはこの限りでない。
  - ア 第74回国民体育大会以降の国民体育大会、国民スポーツ大会及び競技別リハーサル大会に出店実績がある者
  - イ 競技団体等の推薦があり、実行委員会が認めた者
  - ウ その他実行委員会が認めた者
- (2) 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
- (3) 法令等により許認可又は登録を必要とする営業については、当該許認可又は登録を受けていること。
- (4) 申請書提出日時点で、事業者、営業店舗等が法令等に違反して過去1年間に営業停止等の処分を受けていないこと。
- (5) 申請書提出日時点において、市税等の滞納がないこと。
- (6) 出店者の役員等（個人である場合、その者をいい、法人である場合、その役員またはその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。また、販売員等として暴力団員等を使用又は雇用していないこと。

## 8 飲食物出店者の条件

販売品目のうち、食品衛生関係法令により保健所の営業許可を必要とする出店者は、各自の責任において保健所の許可を受けるものとする。また、出店者として許可されたときは、速やかに保健所の収受印が押された許可申請書の写しを実行委員会へ提出するものとし、次の条件についても満たすものであることとする。

- (1) 過去3年間食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装等などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は、衛生的な設備で行い、冷蔵設備があり、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。
- (3) 手指消毒液の設置をすること。
- (4) 提供後、早期に飲食し終えるよう促す旨の表示をすること。
- (5) 廃棄物容器及び汚水容器は、汚液及び汚臭が漏れない構造で、耐水性材質により作られた物を使用し、かつ、常時清潔を保持すること。
- (6) 廃棄物容器及び汚水容器の内容物は、適切な方法により処理すること。

## 9 運営設備等

- (1) 売店出店に伴う1ブースあたりの実行委員会が準備する設備等は次のとおりとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。ただし、実行委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。
  - ア 2間×3間のテント1張
  - イ 長机 6台以内
  - ウ 椅子 4脚以内
- (2) 実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者においては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

## 10 出店募集

出店者の募集に関する事項は、各競技団体と調整の上、実行委員会が決定する。

## 11 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）、売店出店概要書（様式第2号）、売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）、誓約書兼承諾書（様式第4号）及びその他必要な書類を添えて、実行委員会に提出しなければならない。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

## 12 出店者の選定

- (1) 実行委員会は、提出された書類について、本要項に基づいて審査を行うとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のPR、出店品目のバランス等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。
- (2) 出店申請者数が、当該会場の売店設置予定数を超えたときは、売店等の取扱い品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合、社会福祉施設又は社会福祉法人等を優先し、これによりがたいときは抽選により選定する。
- (3) 出店者選定の際、実行委員会は提出された関係書類をもって、関係官庁に調査及び照会するものとする。
- (4) 実行委員会は、前3号に基づいて出店者の選定を行い、出店者を決定する。
- (5) 実行委員会は、出店を申請した者に対し、売店出店申請結果通知書（様式第5号）を交付する。
- (6) 実行委員会は、前号の通知書で出店許可とした者の出店料の納入確認後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

## 13 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店の設置及び撤去等に要する経費の一部として、出展場所の管理者の規程等を基に実行委員会が定める出店料を負担する。実行委員会が特に認めた者はこの限りでない。
- (3) 出店を許可された者は、実行委員会が指定する期日までに指定する口座に

出店料を振り込むこととする。（振込手数料は、出店者の負担とする。）

- (4) 既に納付された出店料は、返金しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

#### 14 出店料の免除

次に該当する者は、出店料を免除することができる。ただし、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出しなければならない。また、実行委員会は当該申請に対し、売店出店料免除申請結果通知書（様式第8号）を発行するものとする。

- (1) 国または地方公共団体
- (2) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が認めた者

#### 15 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポおつ市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、この要項に基づき、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項について監督する。

#### 16 売店責任者

- (1) 出店者は、出店する売店の従業員の中から売店責任者を定め、売店の設置期間中、常駐させるものとする。また、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (2) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い売店の管理運営にあたらなければならない。
- (3) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

#### 17 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡又は転貸し、若しくは管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売すること。
- (4) 競技会場において指定された場所以外で飲食物の調理、加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものは、この限りでない。
- (6) 土産品の紹介等としてアルコール飲料の試飲を行うこと。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 無断で会場、施設等の付帯設備（電源等）を使用すること。ただし、実行委員会が認めたものは、この限りでない。
- (10) その他、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

## 18 遵守事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したゴミは毎日各自で会場から搬出及び処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する入場・駐車許可証を掲示すること。なお、原則として搬入車両は、1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が交付するADカードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心で、好感を与えるよう親切かつ丁寧な対応を心がけること。
- (9) 調理等に必要な電気、ガス、水については、各自で用意すること。
- (10) 実行委員会が認めた火気を使用する売店は、消火器を設置し防災対策を講ずること。
- (11) 飲食物の販売にあたっては、ブースの前にゴミ箱を設置し、容器、空き瓶、空き缶、食べ残し等を分別回収する方法をとること。
- (12) 弁当類等の傷みやすい飲食物を販売する売店にあつては、保冷库等による保冷措置を講ずること。
- (13) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (14) 天候悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出した場合は、その指示に従うこと。
- (15) 実行委員会が大会前に開催する出店者説明会に必ず出席すること。
- (16) 販売員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに実行委員会に報告すること。
- (17) その他関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

## 19 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可取消通知書（様式第9号）により売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができるものとする。なお、この場合において出店者は、実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料を請求することはできない。

- (1) 本要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指導があったとき。

- (4) 前3号で掲げるもののほか、売店の運営管理において不相当であると実行委員会が認めたとき。
- (5) 前2項に規定する禁止事項及び遵守事項に違反したとき。

## 20 管理運営

売店における販売品及び売店備品等の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対して実行委員会は一切の責任を追わないものとする。

## 21 事故等発生時の対応

売店において、次のいずれかの事象が発生したとき、売店責任者は当該各号に定める対応を行うものとする。

- (1) 事件・事故等が発生したとき 直ちに初期対応にあたりるとともに、売店監督員に報告し、その指示に従う
- (2) 不審者もしくは不審物を発見したとき 売店監督員に報告し、その指示に従う

## 22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実行委員会の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

## 23 損害賠償

出店者（従業員を含む。）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

## 24 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）など実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補填を実行委員会に請求することはできない。

## 25 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店設置及び運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) むつ市で開催する青の煌めきあおもり国スポ・障スポ競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

（あて先）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会

会長 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職氏名

電話番号

## 売店出店申請書

青の煌めきあおもり国スポにおいて、むつ市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市売店設置運営要項第11項の規定に基づき申請します。

### 記

1 出店希望競技

2 出店希望会場

3 出店希望形態

テント・ケータリングカー・その他（ ）

4 添付書類

(1) 売店出店概要書（様式第2号）

(2) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）

(3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）

(4) 売店従事者の本人確認書類

（運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し）

(5) むつ市税の完納証明書（写し可）

(6) 法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（写し可）

※ 複数会場で出店希望する場合、(1)及び(2)を会場ごとに提出すること。

※ 複数会場で出店希望する場合で、会場ごとに従事者が異なるときは、(4)も会場ごとに提出すること。

## 売店出店概要書

※ 会場ごとに記入してください。

ふりがな			
商号又は名称			
ふりがな			
代表者職氏名			
代表者生年月日	年	月	日
所在地			
連絡先	【電話】	【FAX】	
出店担当者	【氏名】	【電話】	
業種			
主要取扱品目 (該当品目を○で囲む。)	スポーツ用品	あおり国スポ記念グッズ	郷土物産品
	飲食物	宅配便	その他 ( )
国体等の出店実績	有 ( ) ・ 無		
営業開始年月日	年	月	日 従業員数 人
営業に関して取得した許可の種類	種類	番号	取得年月日
			年 月 日
過去1年間の 法令違反等処分歴	有 ・ 無	過去3年間の 食中毒発生処分歴	有 ・ 無
販売品目価格等一覧			
No.	商品名	予定数量	販売価格
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
6			円
7			円
8			円
9			円
10			円
			備考(承認番号等)

※ 欄が足りない場合、適宜別紙を設けて記入し、添付してください。

## 売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書

※ 会場ごとに記入してください。

商号又は名称	
出店希望競技・会場	

### 1 従事者名簿

※ 氏名には、ふりがなを記入し、欄が足りない場合、適宜別紙を設けて、添付してください。

従事日	売店責任者氏名	従事者氏名	従事者氏名	従事者氏名	従事者氏名
月 日	-----	-----	-----	-----	-----
月 日	-----	-----	-----	-----	-----
月 日	-----	-----	-----	-----	-----
月 日	-----	-----	-----	-----	-----
月 日	-----	-----	-----	-----	-----
月 日	-----	-----	-----	-----	-----

### 2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

- ※ 車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。
- ※ 搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。
- ※ 駐車車両は原則1台。ただし、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。
- ※ ケータリングカーによる販売の場合は、備考欄に車両サイズを記入してください。

### 3 持ち込み備品一覧表（実行委員会が設営する備品以外）

備品名	規格(寸法,重量(容量),動力源,個数等)	持込目的

※ 電気・火気使用に伴う備品は記入してください。（発電機、プロパンガス等）

様式第4号（第11項関係）

（あて先）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会

会長 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職氏名

### 誓約書兼承諾書

青の煌めきあおもり国スポむつ市開催競技会場等への売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、むつ市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 この申請及び許可後の申請にあたり、青の煌めきあおもり国スポむつ市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者並びにそれらの利益となる活動を行う者ではありません。また、販売員等として暴力団員及び暴力団員等を雇用していません。
- 3 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、申請日時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。

（連絡担当者）

担当者所属	
担当者氏名	
電話番号	
F A X	
E - m a i l	

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
むつ市実行委員会 会長

### 売店出店申請結果通知書

令和 年 月 日付けて申請のありました、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が運営する大会競技会場内の売店出店について、以下のとおり通知します。

許可 ・ 不許可  
（不許可の理由： ）

#### ●許可の内容

- ・ 出店会場 競技名： 会場名：
- ・ 出店形態 テント ・ ケータリングカー ・ その他（ ）
- ・ 駐車許可台数
- ・ 出店ブース数

#### ●出店手続き

1. 許可である場合、実行委員会が指定する振込口座へ納入期限日までに出店料を納入してください。

- ・ 出店料 円
- ・ 指定振込口座
- ・ 納入期限日 令和 年 月 日

2. 青の煌めきあおもり国スポむつ市売店設置運営要項第8項に基づき、許可証を必要とする出店者については、令和 年 月 日にまでに営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写しを実行委員会へ提出してください。

※ 本書面は、申請結果の通知です。現地で出店許可を証明するための「売店出店許可証」は、上記の1及び2の完了を実行委員会が確認した後、発行します。

【問い合わせ先】青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会  
担 当：  
電話番号：  
ファクス：

様式第6号（第12項関係）

む国ス委第 号  
令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
むつ市実行委員会 会長

印

### 売店出店許可証

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、次のとおり許可したことを証明します。

出店許可番号		商号又は名称	
住所（所在地）			
代表者氏名			
販売許可品目			
出店許可会場	競技： / 会場：		
出店許可期間	令和 年 月 日 から 月 日まで		
駐車許可台数	台		
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、実行委員会の定める要項その他の規程及び関係法令を遵守すること。		

【連絡先】 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会  
担 当：  
電話番号：  
ファクス：

（あて先）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会  
会長 様

住 所：

商号又は名称：

代表者職氏名：

### 売店出店料免除申請書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料について、青の煌めきあおもり国スポむつ市売店設置運営要項第13項第3号の規定に基づき、免除の申請をします。

#### 記

1 出店会場 \_\_\_\_\_

2 免除申請額 \_\_\_\_\_円

3 申請理由 （該当する理由の左欄に○印を記入）

<input type="checkbox"/>	国又は地方公共団体
<input type="checkbox"/>	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
<input type="checkbox"/>	その他（ _____ ）

（連絡担当者）

担当者所属 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

ファクス \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

む国ス委第 号  
令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
むつ市実行委員会 会長

印

### 売店出店料免除申請結果通知書

令和 年 月 日付けて申請のあった青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店料の免除申請について、下記のとおり通知します。

免除する ・ 免除しない  
(免除しない理由： )

- 1 出店競技・会場 \_\_\_\_\_
- 2 免除額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 免除とする理由 (該当項目の左欄に○印を記入)

	国又は地方公共団体
	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
	その他（ ）

【問い合わせ先】青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会  
担 当：  
電話番号：  
ファクス：

様式第9号（第19項関係）

む国ス委第 号  
令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
むつ市実行委員会 会長

印

### 売店出店許可取消通知書

令和 年 月 日付け、む国ス委第 号で出店を許可した青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会が運営する大会競技会場内の売店出店について、青の煌めきあおもり国スポむつ市売店設置運営要項第19項により、売店出店の許可を取り消しする。

記

許可番号	
商号又は名称	
代表者氏名	
取消理由	

【問い合わせ先】青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会  
担 当：  
電話番号：  
ファクス：

## 青の煌めきあおもり国スポむつ市競技別リハーサル大会ボランティア業務計画（案）

### 1 目的

この計画は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市市民運動基本計画に基づき、本市で開催する競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）の運営に携わる競技会運営ボランティア（以下「ボランティア」という。）の業務を定める。

### 2 活動予定

大会規模等を踏まえた上で、募集し、配置する可能性のあるリハーサル大会は、次のとおりとする。

競技名	大会名	競技会場	期間
ローイング	令和7年度東北ローイング選手権大会 兼 第51回東北高等学校ローイング選手権大会	むつ市大湊特設 ローイング場	公式練習 令和7年6月19日及び 令和7年6月20日  競技会期 令和7年6月21日及び 令和7年6月22日
セーリング	高松宮妃記念杯第71回全日本 実業団ヨット選手権大会  第25回全日本セーリング スピリッツ級選手権大会  2025年全日本セーリング 選手権大会	大平マリーナ	公式練習 令和7年9月12日  競技会期 令和7年9月13日から 令和7年9月15日まで
フェンシング	第78回全日本フェンシング 選手権大会 団体戦	むつマエダ アリーナ	競技会期 令和7年11月21日から 令和7年11月23日まで

### 3 活動内容

ボランティアの活動内容は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市ボランティア募集要項に基づき、次のとおりとする。

区分	主な活動内容
会場受付	競技会場での受付、資料配布
案内	競技会場等での案内、情報提供
休憩所	休憩所におけるドリンクサービス、おもてなし
弁当配布	弁当の配布、空き箱の回収
会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導、駐車場等整理の補助
環境美化	競技会場内外の美化、清掃活動
広報活動	イベント等における大会等のPR活動
その他	その他競技会運営に関する活動

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、むつ市で開催される競技会（以下、「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技外の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから会長が委嘱する。

- (1) むつ市を代表する者
- (2) むつ市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員を選任)

第6条 会長は、むつ市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

#### (役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

#### (任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

#### (顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

#### (会議の種類)

第10条 実行委員会に次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

#### (総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって評決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長及び副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長を持って充てる。

3 副委員長は、副会長を持って充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項並びに次条第2項及び第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査、審議し、その結果を必要に応じて常任委員会へ報告しなければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて常任委員会へ報告する。

4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

## 第4章 会長の専決処分

### (会長の専決処分)

第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

### (事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

### (経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

### (予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

## 第7章 解散

### (解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、むつ市に帰属するものとする。

## 第8章 補則

### (委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要事項は会長が定める。

### 附 則

この会則は、令和5年1月30日から施行する。

### 附 則

1 この会則は、令和5年9月13日から施行する。

- 2 この会則の施行の際、現に第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程中「第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会」とあるものは、「青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会」と読み替える。

青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会  
総会から常任委員会への委任事項

青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則第11条第4項第5号に基づく総会から常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民運動及び観光・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、消防防災・警備に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則（令和5年1月30日施行）第13条第4項の規定に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任等)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 役員及び委員は、無報酬とする。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の部会委員は、会長が委嘱する。
- 3 第3条から第6条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月13日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務企画及び財務に関すること。</li> <li>2 広報及び市民協働に関すること。</li> <li>3 観光及びおもてなしに関すること。</li> <li>4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技に関すること。</li> <li>2 式典に関すること。</li> <li>3 施設に関すること。</li> <li>4 その他競技式典に関すること。</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊に関すること。</li> <li>2 医事及び衛生に関すること。</li> <li>3 その他宿泊衛生に関すること。</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送及び交通に関すること。</li> <li>2 警備及び消防に関すること。</li> <li>3 その他輸送交通に関すること。</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会組織図

